

7 島根県立大学人間文化学部学校図書館司書教諭課程履修規程

平成 30 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 158 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学人間文化学部における学校図書館司書教諭課程（以下「司書教諭課程」という。）の履修方法等に関し島根県立大学人間文化学部履修規程に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(履修科目及び単位数)

第 2 条 島根県立大学学則第 41 条の 2 に定める学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、下記の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 学則第 37 条に定める卒業の要件を満たしていること。
- (2) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教育職員免許状の取得に関する授業科目を修得していること。
- (3) 別表に掲げる授業科目のすべて科目の単位数を修得していること。

(司書教諭課程受講登録)

第 3 条 司書教諭課程を履修しようとする者は、別に定める期日までに、司書教諭課程履修登録届を教務学生課に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 学校図書館司書教諭講習規程における科目（第 2 条関係）

科目区分	本学における授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
学校経営と学校図書館(2)	学校図書館論	2		
学校図書館メディアの構成(2)	学校図書館メディアの構成	2		
学習指導と学校図書館(2)	学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性(2)	読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用(2)	情報メディアの活用	2		

(注)「科目区分」の欄中の()内の数字は必要な単位数